

# 指宿老人福祉センター

指定管理者 社会福祉法人 指宿市社会福祉協議会



## 利用案内

### 老人福祉センターとは

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第5項の規定に基づき、老人に対して各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の用に供するため設置されたものです。

### 使用できる方は

老人福祉センターを使用できる方は、65歳以上の老人及び老人クラブに加入している者並びに福祉団体に所属する者(以下「老人等」という。)とする。ただし、老人等の使用に支障がないと市長が認めたときは、一般に使用させることができる。

### 利用日及び利用時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

(但し、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は休館日とします。)

| 区分             | 使用料(1時間あたり) |      |
|----------------|-------------|------|
|                | 市内の老人等      | 一般   |
| 指宿老人福祉センター 集会室 | 無料          | 530円 |

### 備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算し、使用時間には、準備及び後片付けに要する時間も含むものとする。
- 2 市民以外の者が使用する場合は使用料は、この表の一般の欄に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。ただし、市民以外の者が営利目的で使用する場合には、前項の規定により算出した額に100分の200を乗じて得た額とする。

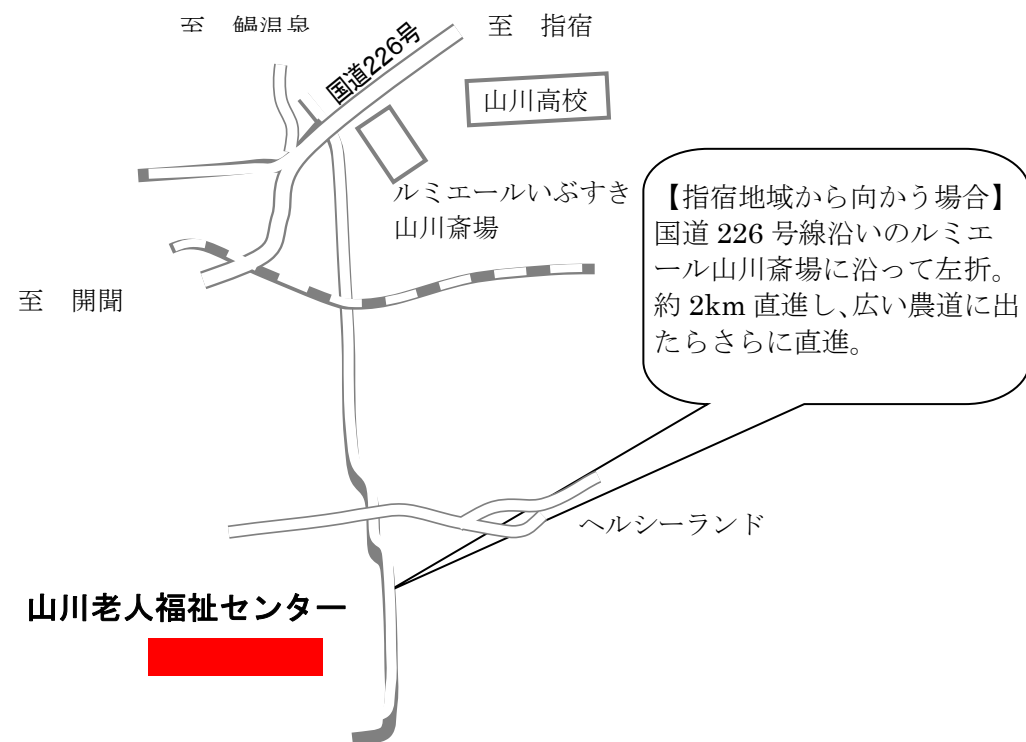


〒891-0402 鹿児島県指宿市十町 2424 番地  
電話 0993-22-5543  
FAX 0993-26-3177  
E-mail: ibu-shakyo@po4.synapse.ne.jp

令和7年4月1日現在

# 山川老人福祉センター

指定管理者 社会福祉法人 指宿市社会福祉協議会



## 利用案内

### 老人福祉センターとは

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 5 項の規定に基づき、老人に対して各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の用に供するため設置されたものです。

### 使用できる方は

老人福祉センターを使用できる方は、65 歳以上の老人及び老人クラブに加入している者並びに福祉団体に所属する者（以下「老人等」という。）とする。ただし、老人等の使用に支障がないと市長が認めたときは、一般に使用させることができる。

### 利用日及び利用時間

月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで

（但し、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日は休館日とします。）

| 区分             | 使用料（1 時間あたり） |         |
|----------------|--------------|---------|
|                | 市内の老人等       | 一般      |
| 大ホール           | 無料           | 5 8 0 円 |
| グラウンド（ゲートボール場） | 無料           | 5 8 0 円 |
| 屋根付きゲートボール場    | 無料           | 5 8 0 円 |
| 多目的広場          | 無料           | 5 8 0 円 |

### 備考

- 1 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数は 1 時間として計算し、使用時間には、準備及び後片付けに要する時間も含むものとする。
- 2 市民以外の者が使用する場合は使用料は、この表の一般の欄に定める額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。ただし、市民以外の者が営利目的で使用する場合には、前項の規定により算出した額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。



〒891-0511 鹿児島県指宿市山川福元 3581 番地  
電 話 0 9 9 3 - 3 5 - 2 2 6 0  
F A X 0 9 9 3 - 3 5 - 2 2 7 1  
E-mail : yama-syakyo@po4.synapse.ne.jp

令和 7 年 4 月 1 日現在